

米国OFAC規制に関する留意点

米国の財務省外国資産管理室（OFAC）は、外交・安全保障政策の一環として、同国が指定する国や特定の個人・団体などを対象に、取引制限や資産凍結の措置（以下「OFAC規制」）を講じています。

OFAC規制は、米国個人・米国法人（米国銀行およびその在外拠点を含む）、在米の外国個人・外国法人（邦銀の在米拠点を含む）に遵守義務が課されています。

現状、外為取引の多くは米国銀行やその他の銀行の在米拠点などを經由して行われるため、万が一、お客さまから受付した取引がOFAC規制の対象であったり、そのおそれが高いとみなされた場合、処理が円滑に進まない、資金が凍結される（返戻を受けるためには、お客さま自らOFACとの間で所定の手続が必要）などの支障が発生します。また、その後のお客さまの取引に不都合が生じるなどの可能性もあります。

以上をふまえ、当社では、以下のお取引はお受けできませんので、お客さまにおかれましては、これらに該当しないことを十分にご確認のうえ、お取引をご依頼いただきますようお願い申し上げます。また、お取引の受付後であっても、OFAC規制に該当するおそれがある場合には、当社の判断により、お取引の中止や取消等を行うことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

OFAC規制にもとづき、当社でお受けしない取引（2021年1月現在）

| | |
|--------|---|
| 米ドル建 | 次の1～2のいずれかに該当する取引 1. 取引の関係者（※1）の所在地や関係国等（※2）に、イラン、キューバ、北朝鮮、シリア、クリミア地域が含まれている。 2. 取引の関係者に、米国政府により特定されているテロリスト・麻薬取引者・大量破壊兵器取引者・多国籍犯罪組織・核拡散防止上問題のある個人・法人などが含まれている。 |
| 米ドル建以外 | 上記1、2のいずれかに該当し、かつ、次に該当する取引 ・取引の関係者に、米国人（米国外の支店・子会社等の法人を含む）、米国居住者、米国内の法人・金融機関・団体等（非米国法人・金融機関の在米支店・子会社等も含む）が含まれる。 |
| 全ての通貨 | OFACが二次的制裁の対象として指定する特定のイラン関連取引等 |

（※1）取引の関係者：輸入者・輸出者、取引に関わる銀行、船会社・航空会社、荷受人、輸送船・航空機、送金依頼人・受取人、荷揚げ・積荷業者、保証の受益者など

（※2）原産地、船積地、仕向地、船籍など

OFAC 規制の詳細については OFAC のホームページ

<http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx> にてお客さまご自身でご確認願います。